

知って得する!

法律コラム



弁護士 大友 竜亮

2022年10月1日から施行! 改正プロバイダ責任制限法のポイントを解説

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。
千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋巻番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com

こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

よつば総合法律事務所の弁護士の大友です。

プロバイダ責任制限法が改正され、2022年10月1日から施行されています。インターネット上の誹謗中傷などによる被害について、よりスムーズに救済できるようにするため、発信者の情報開示について新たな裁判手続きが設けられました。

本日は、改正プロバイダ責任制限法の改正内容のポイントについて、お話しさせていただきます。

1 プロバイダ責任制限法

プロバイダ責任制限法では、インターネット上で権利を侵害するような情報が匿名で発信された際に、被害者(権利を侵害されたと主張する者)が、加害者(発信者)を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、一定の要件を満たす場合には、プロバイダに対し、当該加害者(発信者)の特定をすることができる情報の開示を請求する権利を定めています。

2 これまでのプロバイダ責任制限法による 発信者情報開示の問題点

改正前のプロバイダ責任制限法による発信者情報開示手続きは、発信者を特定するまでに2回の裁判手続きを経ることが一般的になっていました。具体的には、1回目の裁判手続きで、コンテンツプロバイダ(投稿がされたコンテンツのサイト管理者)に仮処分の申立てを行い、IPアドレス・タイムスタンプの開示を受けます。その後、2回目の裁判手続きで、アクセスプロバイダ(ユーザーにインターネット接続サービスを提供する事業者)に対して訴訟を提起して、発信者の氏名・住所の開示を受けます。これら2回の裁判手続きにより、発信者を特定することができていました。さらに発信者に対して損害賠償請求権等を行う場合には、追加で3回目の裁判手続きが必要になっていました。

これまでの発信者情報開示の手続きは、このように多くの時間とコストがかかり被害者の負担となって

おり、場合によっては権利回復のための手続きを断念せざるを得ないこともあるなどの課題がありました。

3 どのような改正が行われたのでしょうか?

改正前の課題を踏まえて、従来よりも迅速かつ簡易に発信者の情報開示を行うことができる新たな裁判手続き(非訟手続)が創設されました。非訟手続は、訴訟手続きに比べて手続きが柔軟かつ簡易であり、裁判所の裁量権行使の範囲が広い手続きになります。

4 改正によりどのように変わるのでしょうか?

先ほど説明した通り、これまでの制度では、発信者の情報開示を請求するためには、SNS事業者等の投稿がされたコンテンツのサイト管理者とインターネット接続事業者に対して、別々に裁判を行う必要がありましたが、これからは、1回の手続きで済ませることも可能になります。他にも対面の審査が必須でなくなることなどにより、手続きの簡易化・迅速化による情報開示までの期間の短縮が見込まれています。これにより円滑な被害者の権利回復を実現できる可能性があります。

おわりに

インターネットが普及するに伴い、匿名での誹謗中傷を行うネット上の投稿が社会問題となりました。個人への誹謗中傷だけでなく、企業に対する誹謗中傷が行われることも多々あります。このような投稿を放っておくと、顧客の維持・獲得や従業員のモチベーション維持・新規採用などに悪影響を及ぼしかねません。

今回お話ししたとおり、改正プロバイダ責任制限法により、迅速かつ円滑に被害者の権利回復が図りやすくなりました。インターネット上の誹謗中傷について、自社での対応が難しい場合には、まずは弁護士などの専門家にご相談いただくことをお勧めいたします。